

生活衛生関係営業者の皆さんへ

お困りのことがあれば専門家がお手伝いします

新型コロナウイルス感染症の感染が続く中、エネルギー、物価の高騰は県内の生活衛生関係営業者の経営に大きな影響を与えていることから、事業継続や経営再建等に取り組む生活衛生関係営業者の皆さんの相談に専門家がお応えします。

生活衛生関係営業とは

理容、美容、興行場、クリーニング、旅館ホテル、麺類飲食、すし商、喫茶、社交飲食、料理飲食、食肉販売等の営業です。

専門家とは

税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、司法書士、経営コンサルタント、行政書士等です。

相談の内容

- 国・県・市町村の支援施策の利用・申請等の相談・指導
- 生活衛生貸付等融資の利用相談・指導
- デジタル化対応に関する相談・指導
- 税制活用に関する相談・指導
- 事業承継に関する相談・指導
- コロナ禍におけるその他経営に関する相談・指導 等

相談は無料です

【申込方法】

裏面の「相談指導申込書」に記入の上、山形県生活衛生営業指導センターに、原則FAXまたはEメールにより提出してください。

受付期間は、令和6年12月28日までとしますが、予算額に達した場合は、受付期間前に受付を終了することがあります。

【相談場所及び相談日時】

当指導センターにて、裏面「相談指導申込書」記載内容を確認のうえ、必要があると認められる場合は、専門家が面談による相談を行います。相談の場所は、専門家の事務所、相談者の店舗等です。なお、電話・FAX・メール等による相談となる場合があります。当指導センターにおいて、場所、日時を専門家と協議・調整し連絡します。



公益財団法人 山形県生活衛生営業指導センター

〒990-0033 山形市諏訪町2丁目1番60号

電話 023-623-4323 (平日9:00~17:00のみ)

FAX 023-634-6290 Eメール yamagatacenter@seiei.or.jp

相談指導申込書

令和 年 月 日

(公財) 山形県生活衛生営業指導センター 御中

(FAX番号 023-634-6290 Eメール yamagatacenter@seiei.or.jp)

次のとおり相談指導を希望します。

ふりがな 商号・法人名		営業 年数	
ふりがな 代表者名		従業員数	人 (他パート等 人)
事業所所在地	〒		
連絡先	固定電話・携帯（日中連絡可能な番号） FaX 又は E-mail		
業種 所属生衛組合名		年間販売額 (万円)	
相談希望日時	第一希望	第二希望	第三希望
相談内容	<p>■（該当するものに✓をつけてください）</p> <p><input type="checkbox"/> 国・県・市町村の支援施策の利用・申請等の相談・指導</p> <p><input type="checkbox"/> 生活衛生貸付等融資の利用相談・指導</p> <p><input type="checkbox"/> デジタル化対応に関する相談・指導</p> <p><input type="checkbox"/> 税制活用に関する相談・指導</p> <p><input type="checkbox"/> 事業承継に関する相談・指導</p> <p><input type="checkbox"/> コロナ禍におけるその他経営に関する相談・指導</p> <p>【具体的内容】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>		